とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱

26福保子家第1670号 平成27年5月27日 28福保子家第338号 平成28年8月4日 29福保子家第636号 平成29年8月10日 30福保子家第751号 平成30年9月4日 31福保子家第669号 令和元年7月30日 2福保子家第800号 令和2年8月25日 3福保子家第642号 令和3年7月26日 4福保子家第731号 令和4年7月11日 4福保子家第2398号 令和5年2月22日

最終改正 5福祉子家第95号

令和5年7月31日

(目的)

第1 この要綱は、区市町村が行うとうきょうママパパ応援事業に対し、その経費の一部 を予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2 この補助金の交付対象となる事業 (以下「補助事業」という。) は、「とうきょうママ パパ応援事業実施要綱」(令和5年1月30日付4福保子家第2039号)に基づいて区 市町村が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

- 第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他 の収入額並びに国及び都からの交付金及び補助金の受入額を控除した額とを比較して少 ない方の額を選定する。

ただし、出産・子育て応援交付金事業(伴走型相談支援)については、別表の第2 欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額にそれぞれ第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、出産・子育て応援交付金事業(伴走型相談支援(令和5年度上半期分))については、(1)により選定された額から令和4年度分の国庫補助基本額を減じた額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付して行うものとする。

(交付申請)

第5 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに、別記第1号様式に関係書類を添えて、東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6 知事は、区市町村から提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、 第4の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

(変更申請)

第7 この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第5に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(概算払)

第8 知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

附則

この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月4日付28福保子家第338号) この要綱は、平成28年8月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年8月10日付29福保子家第636号) この要綱は、平成29年8月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月4日付30福保子家第751号) この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年7月30日付31福保子家第669号) この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年8月25日付2福保子家第800号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年7月26日付3福保子家第642号) この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月11日付4福保子家第731号) この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年2月22日4福保子家第2398号) この要綱は、決定の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則 (令和5年7月31日5福祉子家第95号) この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

補助条件

1 実施状況報告

区市町村長は、知事から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに 報告しなければならない。

2 承認事項

区市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 実績報告

区市町村長は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について別記第2号様式により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

4 補助金の額の確定

知事は3に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象 事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付す べき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

5 是正のための措置

知事は、1による実施状況報告及び3による実績報告の審査の結果、この補助条件に 適合しないと認めたときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置を とることがある。

6 交付決定の取消し

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、4により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

- ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

7 補助金の返還

- ア 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消し に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返 還を区市町村長に命ずる。
- イ 区市町村長は、4の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既 にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を知事へ速やかに返 還しなければならない。

8 違約加算金

区市町村長は、6に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

9 延滞金

ア 区市町村長は、7のアの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ 区市町村長は、7のイの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、 知事が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しな かったときは、アの規定を準用する。

10 事情変更による届出

区市町村長は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速や かにその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度のおいてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価 50 万円以上の財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

13 財産処分による収入の納付

12 の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、区市町村長に対し、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

14 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 関係書類の保管

区市町村長は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該 会計年度終了後5年間保管しなければならない。

16 仕入控除税額の報告

間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又

は一部の納付があった場合には、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 の全部又は一部を返還させることがある。

17 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるところによるものとする。

別表	川表					
1	区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率		
1	(1)	1件当たり 10,000円	事業の実施	10/10		
必須事業	育児パ		に必要な経			
	ッケー		費			
	ジの配					
	布					
	(2)	ア 実施体制の整備	事業の実施	1/2		
	利用者	①保健師等専門職員及び困難事例等を	に必要な経			
	支援事	対応する職員を専任により配置する場	費			
	業(母子	合	*注1			
	保健型)	1か所当たり 2,388,500円				
	*注2	②保健師等専門職員及び困難事例等を				
		対応する職員を兼任により配置する				
		場合				
		1か所当たり 1,165,600円				
		③保健師等専門職員を専任、困難事例				
		等を対応する職員を兼任により配置				
		する場合				
		1 か所当たり 1,972,300円				
		④保健師等専門職員を兼任、困難事例 等を対応する職員を専任により配置				
		する場合				
		1 か所当たり 1,581,800円				
		⑤保健師等専門職員のみを専任により				
		配置する場合				
		1か所当たり 1,556,100円				
		⑥保健師等専門職員のみを兼任により				
		配置する場合				
		1か所当たり 749,500円				
		※平成27年度事業において、1か所に				
		複数の専任職員を配置して事業を実				
		施し、かつ、引き続き同様の事業形態				
		を維持している区市町村は、①から⑥				
		までの基準額によらず、以下の基準額 を適用することができるものとする。				
		と週用りることができるものとりる。 (i) 保健師等専門職員を2名配置				
		する場合				
		1 区市町村当たり 2,498,000円				
		(ii) 保健師等専門職員を3名以上				
		配置する場合				
		1区市町村当たり 3,563,600円				
		⑦多言語対応加算				
		1 か所当たり 134,100円				
		⑧特別支援対応加算				
		1か所当たり 129,000円				

	(3) 実施体 制 備	イ 開設準備経費(改修費等) 1か所当たり 666,600円 算定単位数に 6,300,000 円を乗じて得た額 算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から事業実施拠点の数を控除した数とする。 ((2) アにおいて、①から⑥までの基準額を適用しない場合の算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から3を控除した数とする。) ただし、算定単位数は、事業実施拠点の数に2を乗じて得た数を上限とする。また、事業実施拠点の数は7を上限とする。 また、事業実施拠点の数は7を上限とする。	事か経報賃費当費託*注4	10/10
2 任意事業	2-1 育援金(型支・て交事伴相援)子応付業走談	(1)基本額 ① 子育て世代包括支援センターを設置する区市町村子育て世代包括支援センター当たり7,784,000円 ② 子育て世代包括支援センターを設置していない区市町村1区市町村あたり7,784,000円 (2)加算額 ① 子育て世代包括支援センターを設置する区市町村子育て世代包括支援センターを設置する区市町村子育で世代包括支援センターを設置していない区市町村1、290,000円 ② 子育て世代包括支援センターを設置していない区市町村1区市町村あたり1,290,000円 ※上記の基準額は、令和4年度及び令和5年9月よでの合計である。なお、へ和5年10月以降に係る経費については別途規定する。 ※出産・子育て応援給付金は、別途定がる東京都出産・子育て応援場付金は、別途定が書別及び補助要綱による。	伴支たな手及務手酬旅費入費及共償費走援め超当び以当、費、費、賃済費、型をに過、超外、職、備、使借費、負相行必勤給過の報員需品役用料、委担談う要務料勤諸、用購務料、報託金	上1 下1 た令度がる携びデー事パジ実場 上1 下1半/ 半/ だ和中実広事バート・ッ配施合 半/ 半/期6 期4 し5に施域業一サの育ケ布すは 期3 期2 、年都す連及スポ家児一をる

 T			T	,
2 - 2	(1) 相談支援等		事業の実施	$1 \angle 2$
産前・産	1区市町村当たり、次の表の	の人口区分当	に必要な経	
後サポ	たりの単価×実施月数とする。		費	
ート事			*注1	
業	人口区分(人)	単価		
*注5		(円)		
	2万人未満	85, 450		
	2万人以上5万人未満	132, 350		
	5万人以上 10万人未満	251, 550		
	10万人以上30万人未満	509, 500		
	30 万人以上 70 万人未満	662, 050		
	70 万人以上 150 万人未	991, 750		
		-		
		1, 372, 850		
	150 万人以上	い如にかず		
	(2)出産や子育てに悩むな	又 祝に刃する		
	支援			
	① 運営費及び研修費	*/-		
	77, 400 円×実施月	发		
	②ピアサポート事業	No.		
	29,500 円×実施月	数		
0.0	(1) ゴノ山、 ビコ・アウ	111. 五刑		10/10
2-3	(1) デイサービス・アウ			10/10
産後ケ	·	夫 爬月		
ア事業 *注5	(2)ショートステイ型	V 字状 日粉		
*往5	1か所あたり1,237,350円			
	※ 補助単価の基礎となる			
	は、(1)と(2)を合わせ			
	上限とする。なお、(1)と			
	実施している場合であって	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	7か所以上実施している場合			
	価の適用は(2)を優先して差	 しつかえ		
	ない。	والمارا الملك الملك الملك		
	(3)24時間365日受入体			
	1か所あたり年額1,357,80			
	(4)住民税非課税世帯等	に対する利		
	用料減免加算			
	1回(泊)あたり2,500円			
	(5)(4)以外の世帯に対	対する利用料		
	減免加算			
	1回(泊)当たり1,250	円		
	(産婦1人当たり乳児1)	人の出産につ		
	き 5 回(泊)を上限とす	る。)		
	※(5)について、産後ケ	ア事業で提供		
	される食事代は産婦の自	己負担とし、		
	補助対象外とする。			

2-4	産前・産後サポート事業分		1/2
妊娠・出	1区市町村当たり 1,620,000円		
産包括	産後ケア事業分		
支 援 緊	1 区市町村当たり 3,780,000 円		
急整備			
事業			
* *注5			
	→ → hammadal Nt. 7. 10. at our = == 0.171		1 (0
2-5 子 育 て	1 区市町村当たり 1,817,750 円		1/2
世代包			
括支援			
センタ			
一 開 設			
準備事			
業			
*注5			
2-6	(1)産後ケア事業を実施しない場合		1/2
産婦健	5,000 円×実施回数		
康診査	(対象者1人につき2回を限度とする。)		
事業			
*注6	(2) 産後ケア事業を実施する場合		
	2,500 円×実施回数		
	(対象者1人につき2回を限度とする。)		
2-7	(1) 家事・育児パッケージ配布	事業実施に	10/10
	①家事・育児パッケージ費用	かかる次の	10/ 10
	ア 令和 5 年 3 月 31 日までに出生した		
ポート	月	経費	
W L		*注1	
	(ア) 第1子	(1) ①、	
	1件当たり 10,000円	(2) ①	
	(イ) 第2子	需用費、役	
	1 件当たり 20,000 円	務費、委託	
	(ウ)第3子以降		
	1件当たり30,000円	料等	
	イ 令和5年4月1日以降出生した児	(1) ②、	
	(ア) 第1子	(2) ②	
	1件当たり 60,000円	報酬、給料、	
	(イ) 第2子	報償費、職	
	1件当たり 70,000円	員手当等、	
	(ウ) 第3子以降		
	1件当たり80,000円	共済費、旅	
	- 11 - 1/C / 00,000 1	費、役務費、	
	②事務費及び送料	委託料等	
	以下ア及びイの合計	(2) ③	
	ア 1 自治体当たり 4,950,000 円	事業の実施	
	イ 1件当たり 2,200円	事業の美旭 に必要な経	
		費	

		(2) バースデー交流会	*注1	
		①謝礼品費用		
		1 人当たり 2,000 円		
		②事務費及び送料		
		以下ア及びイの合計		
		ア 1 自治体当たり 1,650,000 円		
		イ 1 件当たり 1,100 円		
		③開催費用		
		55, 400 円×実施月数		
	2-8	家事育児サポーター派遣	事業の実施	10/10
	産後家	1世帯当たり1時間2,700円	に必要な経	
	事・育児		費	
	支 援 事	◆利用上限	*注1	
	業	① 第1子		
		• 0 歳 60 時間		
		• 1、2 歳 20 時間		
		② 多子		
		② 多] ・0 歳かつ兄・姉 3 歳未満 180 時間		
		・0 歳かつ兄・姉 3 歳以上 20 時間		
		・1、2 歳 20 時間		
	2-9	(1)移動経費補助	事業実施に	(1),
	多胎児	1 世帯当たり 24,000 円	かかる次の	(2)及び
	家庭支		経費	(3)
	援事業	(2) 多胎児家庭サポーター事業	*注1	10/10
		1 世帯当たり 1 時間 2,700 円	(1)	
			需用費、役	(4)
		 ※利用上限	務費、委託	1/2
		①1 歳未満 240 時間	料、使用料	1 / 2
		②1 歳以上 2 歳未満 180 時間	及賃借料等	
			及貝旧科寺	
		③2 歳以上 3 歳未満 120 時間	(0)	
		(a) ##6 10 m 12 10	(2)	
		(3) 多胎ピアサポート	報酬、給料、	
		1区市町村当たり1月104,100円	報償費、職	
			員手当等、	
		(4) 多胎妊婦健康診査加算	共済費、旅	
		多胎妊婦一人につき 2,500 円×5回(限	費、委託料	
		度)	等	
			(3)	
			事業の実施	
			事業の失過 に必要な経	
			費	
			(4)	
Ĭ.	1		委託料、負	

		担金補助及 交付金、扶 助費	
2-10 人 材 育 成	1 区市町村当たり 5,460,000 円	事業の実施 に必要な経 費 *注1	10/10

- *注1 従来より区市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合について は対象としない。
- *注2 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業の母子保健型として実施した場合に補助する。
- *注3 算定単位数の算出における専門職は、月16日以上勤務する者に限る。兼任の 場合は、本事業に従事する比率により按分する。
- *注4 国事業の対象経費として人件費を計上する職員は除く。
- *注5 国の「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」に基づき実施した場合に補助する。
- *注6 「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」に基づく産婦健康診査事業として実施した場合に補助する。